

## パブリックコメントの実施について

## 1. 実施目的

「城陽市下水道事業ビジョン」を策定するにあたり、広く市民等の声を反映させるため、案についての意見を募集するもの。

## 2. 実施概要

## ①対象者

市民等（市内在住、在勤、在学の者、市内事業者、下水道使用料支払者）

## ②周知方法

市ホームページ及び広報じょうよう紙面

## ③期間

令和2年3月16日（月）から令和2年4月14日（火）〔予定〕

## ④閲覧場所

上下水道部（経営管理課庶務係、上下水道課下水道係）、行政情報コーナー※  
市ホームページ

※行政情報コーナーの内訳

本庁1階 陽寿苑 陽和苑 市内各コミセン（寺田コミセン除く）  
城陽市立図書館 保健センター 地域ふれあいセンター

## ⑤意見提出方法

上記閲覧場所に配架、または掲載している所定の様式に意見を記入いただき、実施期間中に上下水道部まで直接持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出

## 3. 実施結果

お寄せいただいたご意見は、意見等の概要、上下水道部としての考え方、修正の内容等を取りまとめ、上下水道部（経営管理課庶務係、上下水道課下水道係）、行政情報コーナー、市ホームページに公表する。

# 城陽市パブリック・コメント手続実施フロー

**目的** 市政運営における透明性及び市民等に対する説明責任の充実を図り、市民等の市政参画への機会を提供することにより、公平公正で開かれた市政を推進する。

## 実施対象

- 1 市政に関する基本的な計画の策定又は改定
- 2 市民生活に広くかかわりのある市の基本的事項を定める条例の制定又は改廃
- 3 市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- 4 その他実施機関が必要と認めるもの

## 適用除外

- ① 迅速・緊急を要するもの
- ② 法律等の改正に伴う事項や軽微な変更
- ③ 法令等の規定により意見書の提出を行うもの
- ④ 直接請求により議会に付議するもの
- ⑤ 市税・分担金・使用料・手数料等の額や徴収方法に関するもの

## 計画等の案の公表

- 内容
- 1 策定した趣旨、目的、背景
  - 2 概要
  - 3 審議会等に付した場合は、その概要
  - 4 その他関連資料

## 方法

行政情報資料コーナー  
広報紙、ホームページ、報道資料  
提供、必要により印刷物・説明会

## 市民意見等の提出（30日以上）

### 1 提出方法

- ① 書面の持参
- ② 郵送
- ③ ファクシミリ
- ④ 電子メール
- ⑤ その他

### 2 市民等とは

- ① 市内に在住する人
- ② 市内に事務所・事業所を有する個人・法人等
- ③ 市内在勤・在学する人
- ④ 本市に納税義務を有する個人・法人等

## 意見等の取扱い

提出された意見等を考慮  
最終案の決定

## 公表

- 1 意見等の概要
- 2 実施機関の考え方
- 3 修正内容
- 4 公表方法は、案の公表に準じる

## 最終案の決定

議会の議決を要するものは、議会へ提案・議決

施行・政策決定

